

八代市立麦島小学校

「いじめ防止基本方針」

令和元年 6 月

(令和 3 年 6 月改訂)

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえかた
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 児童会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめへの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立麦島小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめ防止等の対策に積極的に取り組みます。

＜いじめの防止等の対策に関する基本理念＞

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止していくことを旨としています。

また、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

ア いじめの定義（法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点

- ・ いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導案等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。

- ・ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

イ いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形されるように努めていきます。

(2) いじめの未然防止について

いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来への夢やそれに挑戦する意欲をもたせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

そのためにも、学校だけでなく家庭や社会全体で、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる場をつくったり、自己有用感や充実感を感じられる体験活動の場をつくったりします。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、学校内外ですべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くような体制づくりに努めます。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応します。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行います。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的な対応を行います。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処方法について研修を通して理解を深めておくとともに、学校における組織的対応のできる体制づくりを協力して行います。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではありません。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめもその後の状況を注視していきます。

(5) 家庭や地域住民との連携について

児童の健やかな成長を促すためには、学校だけでなく家庭や地域といった社会全体で児童を見守ることが大切です。なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないようにしていきます。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 児童会との連携について

すべての児童が「いじめは決して許されない」ことを理解し、心の通う人間関係を構築する能力を養うためには、児童会活動、代表委員会等の活動や学校行事における児童の主体的な活動を学校が支援する必要があります。

このことは、児童自らが活動を通して他者とコミュニケーションを図る能力を育て、自己有用感や充実感を感じることにつながり、未然防止にもなることから学校としても積極的に支援します。

(7) 関係機関との連携について

八代警察署や八代児童相談所等との適切な連携を図るため、学校は、八代市教育委員会や八代教育事務所主催の会議・研修等に積極的に出席したり、八代署管内学校等警察連絡協議会、八代生徒指導連絡協議会等にも出席したりして、情報の共有化に取り組みます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、八代市教育委員会の指示を仰ぎ、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に八代警察署に相談・通報し、連携した対応をとります。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめ防止等対策のための組織

< 麦島小学校いじめ問題対策委員会 >

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを進める。
- ② いじめの相談・通報の窓口となり、早期発見・事案対処がスムーズにいくようにする。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、組織として次の事柄に対応する。
 - ア いじめの情報の迅速な共有
 - イ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ウ 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - エ 保護者との連携

※いじめ問題対策委員会の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導部（生徒指導担当、いじめ・不登校担当）
養護教諭 外部の専門家（必要に応じて）

※いじめが起きた場合の対応チーム

- 校内対応チーム 上記の構成員に当該学年主任及び当該学級担任
- 拡大対応チーム 校内対応チームに外部の専門家を加えたチーム

※この委員会は、必要に応じて、学校教職員や児童及び保護者（PTA）や地域（麦島校区住民自治協議会・麦島校区青少年育成連絡協議会等）と連携して活動します。

※この委員会は、常に八代市教育委員会に報告・相談を行い、支援を受けます。必要に応じて、学校支援委員会や警察等の関係機関とも連携を図ります。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- ・ 児童にとって、授業がわかるということは、学校に居場所があるということです。落ち着いた生活ができるよう学力の向上に努めます。
- ・ 集団生活の基盤となる規範意識を育てることで、社会生活を営むうえでのルールやマナーを身に付けさせます。
- ・ 学習や生活の基盤となる学級において、支持的風土を醸成することによって、人間関係や学校生活を向上させます。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたりいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- ・ 児童生徒の携帯電話等情報通信機器やタブレットパソコンの使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、家庭での使用等に関するルールの周知を徹底します。
- ・ 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県子ども人権集会」「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」への参加等、児童生徒を主体とした活動を通して、児童生徒によるいじめ未然防止の取組の活性化を図ります。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を通して、豊かなかかわりと人間としての在り方や生き方の自覚について考えさせ、人間としてよりよく生きることを学び、人格の完成を目指します。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うようにします。
- ・ 道徳教育の要である「道徳の時間」の授業展開について創意工夫を行い、各教科や特別活動等との関連を図りながら、道徳的实践力を育成します。

ウ 児童会活動の充実

- ・ 「いじめ防止」等について学級の考えをまとめたり、代表委員会で話し合ったりすることで、児童自ら考え、判断し、行動する場を設定します。
- ・ 月1回の児童集会を児童会の主体的な運営に任せ、児童が充実感を感じることができるように教職員が支援します。
- ・ 委員会活動やクラブ活動等の活動を通して、他者（異年齢）とのコミュニケーション能力が育つような場を設定します。
- ・ 学校行事等において、上級生が下級生を思いやる場面を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができるよう支援します。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- ・ 三中校区（三中・植柳小・麦島小）における9ヵ年の「育ちの連続性」を3本の柱（知・徳・体）で取り組み、児童・生徒の不安感を軽減します。
- ・ 三中校区内での連携を図り、同年齢（小小連携）・異年齢交流（小中連携）等により自己有用感を育てます。
- ・ 教職員間の交流を促進し、児童・生徒に関する情報の共有化を図ることで、いじめ・不登校の未然防止に取り組みます。
- ・ 小中一貫・連携教育の取組を保護者や地域にも広く伝えることで、未然防止への協力要請を行い、中学校区一体となった取組を推進します。

オ 体験活動の充実

- ・ 体験活動を意図的計画的に教育課程の中に位置づけることで、教科・領域等の授業を充実させます。
- ・ 「道徳の時間」の授業では、体験活動を踏まえた授業展開の工夫を行い、道徳的实践力の充実を図ります。
- ・ 様々な人たちとの出会いの中で、コミュニケーション能力を育むと同時に、キャリア教育の一環として望ましい勤労観・職業観を育てます。

カ 生徒指導充実月間の取組

- ・ 年3回（各学期の始業前1週間から始業後3週間の期間）、入学や進級といった年度・学期の始まりの心が不安定な時期に行います。
- ・ 不安を持つ児童が喜びをもって新しい学年・学期が迎えられるように、担任が事前に家庭訪問等を行い、信頼関係を築きます。
- ・ 学校全体でアンケートをとったり、教育相談を行ったりする中で、担任を中心にいじめなど児童の持つ悩みを把握し、解決に向けて取り組みます。
- ・ 担任や担当は、それぞれの持ち場で学級づくりや仲間づくりを行い、児童が楽しく登校できるいじめのない学校づくりを行います。

キ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

- ・ ステージ1（自分の命を感じる）、ステージ2（共に生きる）、ステージ3（命を輝かせる）の段階を迫って適切に指導を行います
- ・ 担任は、実践後に反省を行い、より良い指導プログラムとするために、気づきを朱書きしておきます。
- ・ 担任や担当は各学年のテーマをもとに、「命を大切にできる心」を全ての教育活動の中で意識化させ、実践につなぎます。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ・ 月1回、麦島アンケートを実施します。（11月「心のアンケート」実施）
- ・ アンケートに気になる項目があれば、担任が教育相談を行い、事実確認に努めます。必要に応じて保護者への連絡も行います。
- ・ いじめと認知した場合には、生徒指導（いじめ・不登校担当）または、教頭へ報告を行い、いじめ問題対策委員会を招集し解決にあたります。
- ・ 児童や保護者から直接訴えがあった場合には、担任が事実関係を把握したのち、窓口へ報告し、いじめ問題対策委員会を招集します。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ・ 校内の相談窓口は、生徒指導、いじめ・不登校担当または、教頭とし、随時受け付けます。また、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ・ 電話相談窓口は、教頭とし随時受け付けます。教頭不在の場合は、校長とします。学校通信やPTA総会等で周知します。
- ・ 学校だけでなく、教育行政や福祉行政等の電話相談窓口も文書等で保護者に周知します。

エ 特別支援教育の視点から

- ・ 特別な支援を必要とする児童への手立ては、学級の誰にでも必要とされることから、特別支援教育の手法を生かして落ち着いた学級をつくります。
- ・ 児童の実態把握にあたっては、特別支援教育での手法（観察、多角的・客観的な情報収集等）を生かし、児童のつまづきを早期に発見します。
- ・ 特別支援教育において発達上のつまづきだけでなく、心理的・環境的な問題を含めて支援課題をとらえる手法を、いじめ問題にも生かします。

オ 日々の観察

- ・ 視点を決めて観察します。
(特定の児童との机の間を離す。給食準備中、特定の児童から配られたものを受け取ろうとしない。特定の児童に対しペアになったとき嫌な表情をする。特定の児童を仲間外しにする。等)
- ・ 一人ぼっちになりやすい児童やみんなで遊んでいる最中に抜けていく児童がいないか、気を付けて見ます。
- ・ 日記や日常の会話等を通して、児童の人間関係を把握すると同時に、児童が示す変化や信号を見逃さないようにします。

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実認識

- ・ 当事者双方、周りの児童から聴き取りをし、記録をとります。なお、聴き取りは個々に行います。
- ・ 複数の教職員で対応することを原則とし、対応する教職員の役割分担を行いながら丁寧に行います。
- ・ 関係教職員と集めた情報を共有し、正確に把握します。ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように努めます。

イ いじめられている児童への対応

- ・ 事実を確認したら、今の辛い気持ちを共感的に受け入れ、いじめられている子の心の安定を図ります。
- ・ 担任は、このことに関わる関係者は、該当者を最後まで守り抜くことや秘密を守ることなどを伝えます。
- ・ いじめ問題を必ず解決し、楽しい希望がもてる学校・学級にすることを伝えます。
- ・ 該当児童の良さを見つけ、認め、ほめ、励ましながら肯定的に関わり、自信を取り戻させます。

ウ いじめている児童への対応

- ・ いじめたときの状況や気持ちをしっかり聞き、その子が何故そんなことをしたのかという状況にも目を向け指導します。
- ・ 教育的配慮のもと、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させます。
- ・ 当事者双方にとってより良い解決を図ることが大切なことであることをふまえ、今後どのような対応をすれば良いかを考えさせます。
- ・ 該当児童の良さを見つけ、肯定的に関わる中で心のケアにあたります。

エ 周囲の児童への対応

- ・ 機会を捉えて、担任や担当者は、いじめは決して見逃さない・許さないという毅然とした態度を、学級・学校全体に示します。
- ・ 見て見ぬふりをすることや何もしないことは、いじめを肯定していることになることを理解させます。
- ・ 問題を、学級や学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者ではなくいじめをなくす立場に立つことが重要であることを理解させます。

オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝え、学校の方針や今後の対応について話し合います。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めると同時に、保護者と一緒に解決に向かって取り組むことを伝えます。
- 保護者には、家庭での様子を把握し、些細なことでも担任と連絡を取り合い、その後の経過を見守るよう依頼します。

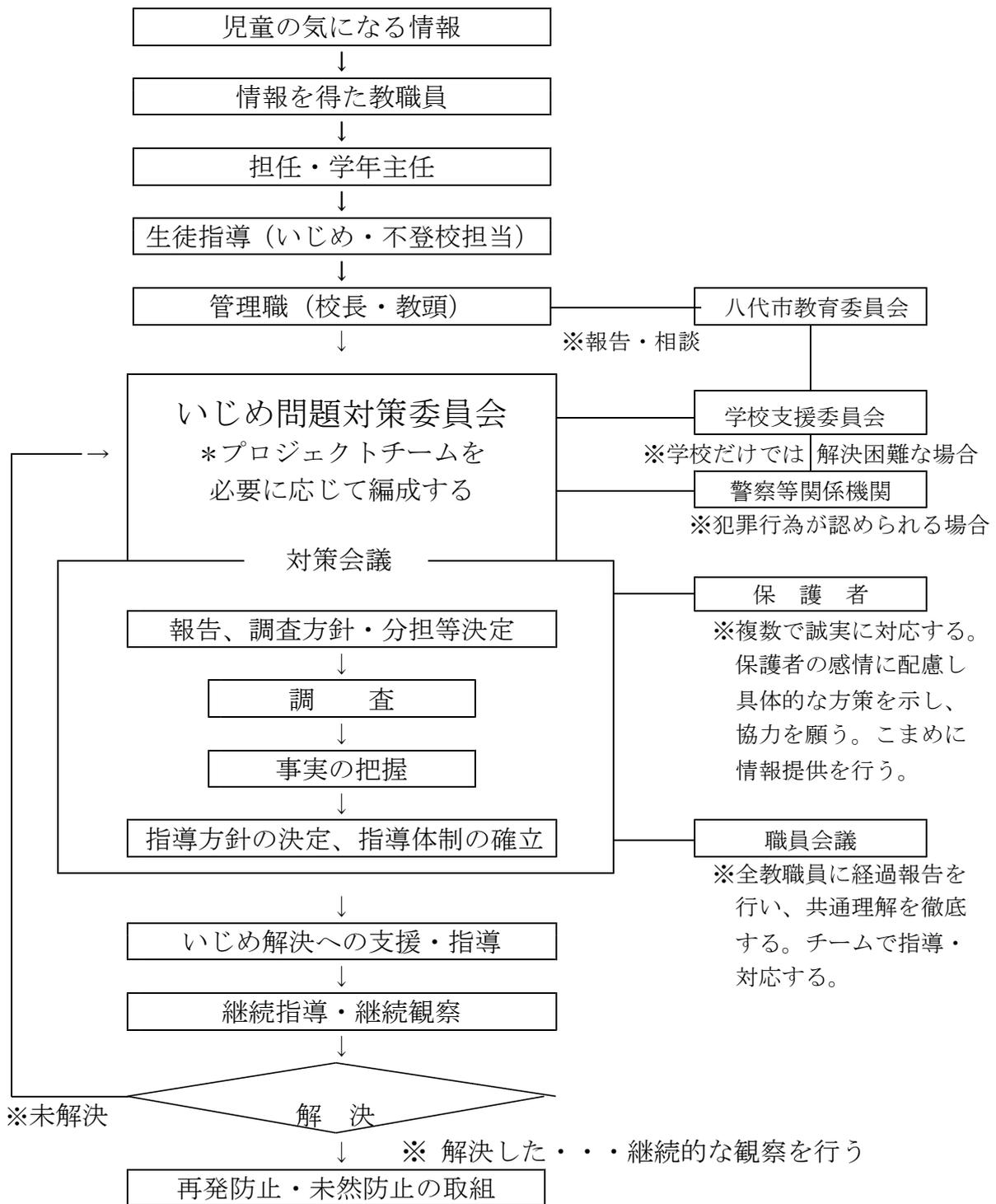
カ いじめた児童の保護者への対応

- 正確な事実関係を説明し、相手方の気持ちを伝えると同時に、より良い解決に向けての思いを伝えます。
- 児童が大きく成長するために、今後の取組を一緒に考え、具体的な助言を行います。
- いじめ問題の重大さを親子で認識してもらい、家庭での指導とその後の経過を見守るよう依頼します。

キ 保護者全体への対応

- いじめは決して許されない行為である、という毅然とした姿勢を示し、学校全体でより良い解決を図ることを示します。
- 自分の子どものことと重ね合わせ、解決にあたっては、家庭での対応も重要な意味を持つこと、学校との連携も重要であることを伝えます。
- いじめの未然防止、再発防止に重点をおくことの重要性を伝え、自尊心を高めるような配慮を家庭でも工夫するように依頼します。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめ防止等への取組の評価について

ア 保護者の評価

- ・ 学期毎に実施する保護者アンケートの中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

イ 内部評価

- ・ 毎学期毎に実施する内部評価（教職員評価）の中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

ウ 外部評価

- ・ 毎学期毎に実施する外部評価（学校評議員＋評価委員）の中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

エ 個別の評価

- ・ 個々の事案に対しては、月例報告で市教委に報告すると同時に、その対応についての振り返りを行いながら市教委に報告し、改善を図ります。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態

ア 重大事態の意味（法第28条より抜粋）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<例示>

- 児童が自殺を企図した場合
 - 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - 児童が精神性の疾患を発症した場合
 - 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
- ※ 児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手する場合があります。
- 児童や保護者から申し立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合、学校は八代市教育委員会を通じて八代市長へ報告します。

イ その際、調査主体が学校なのか八代市教育委員会になるのか、判断を仰ぎます。主体がどちらになろうとも、学校は八代市教育委員会と一体となって調査を行います。

(3) 学校が主体となって調査する場合

ア 法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・客観性・合理性を確保するよう努めます。

イ いじめの事実関係を明確にするため、客観的な事実関係を速やかにあらゆる面から調査します。いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行います。その際、調査主体に不都合があっても、事実としっかり向き合う姿勢で臨みます。

ウ 調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童とその保護者に適切に伝えます。アンケートを実施する場合には、その結果をいじめられた児童や保護者に個人情報配慮しながら提供する場合があることを、調査に先立ち説明する等の措置をとります。

エ 調査結果は、八代市教育委員会を通じて八代市長に報告します。必要に応じて、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添えて報告します。

オ 学校は、得られた調査結果より、「八代市学校いじめ対応マニュアル」をもとにしながら八代市教育委員会の指導を受け、重大事態に対処します。

(4) 調査主体が八代市教育委員会の場合

- ・ 学校は、八代市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に向かって八代市教育委員会と一体となって取り組みます。

6 基本方針の見直し及び公表

(1) 基本方針の見直しの検討

学校の基本方針は、国・県・市の定期的な点検・指導等を受けながら、必要に応じて見直しを行います。学校も必要に応じて自ら改善を図ります。

(2) 基本方針の公表

学校の基本方針は、ホームページ上に公開します。また、その概要については、学校通信等を通して保護者や地域に報告します。